

核兵器禁止条約の意義と展望

川崎哲*

はじめに

本報告では、2017 年 7 月に採択され 2021 年 1 月に発効した核兵器禁止条約 (TPNW: Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons) について、その成立までの経過と条約の内容を概観した上で、この条約にしばしば向けられる批判的論点を検討しつつ、条約の意義を論じる。そして、今年 6 月に行われた第 1 回締約国会議での議論と決定事項、さらに 8 月の核兵器不拡散条約 (NPT) 再検討会議における関連の議論の要点を示す。最後に、条約を推進する諸国と NGO にとっての今後の課題と、核保有国や日本を含む同盟国にとっての政策オプションを論じる。

1 核兵器禁止条約成立までの経過

生物兵器や化学兵器が条約で禁止されているのと同様に核兵器を法的に全面禁止しようという国際的運動は、1996 年 7 月の国際司法裁判所 (ICJ) の勧告的意見を出発点にしている。ICJ はこのとき、核兵器の使用・威嚇は国際法に「一般的に違反する」と判断し「厳格かつ効果的な国際管理の下において、全面的な核軍備撤廃に向けた交渉を誠実に行い、かつ完結させる義務がある」とした。

これを受け、国際反核法律家協会などの非政府組織 (NGO) が「モデル核兵器禁止条約」を起草し、1997 年にコスタリカ政府が国連文書として提出した。国連総会第一委員会ではマレーシアが核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議案を毎年提出するようになった。

このとき提案されたモデル核兵器禁止条約は、核兵器を全面的に禁止しその廃絶への過程や検証制度を包括的に定めたものだった。2008 年には潘基文 (Ban Ki-moon) 国連事務総長がこのモデル条約を「議論の出発点」として核兵器禁止条約の交渉を行うことを呼びかけた。

2010 年 4 月には赤十字国際委員会 (ICRC) が核兵器を非人道兵器として禁止・廃絶すべきとの総裁声明を発表した。同年 5 月には NPT 再検討会議が最終文書で「核兵器使用がもたらす破滅的な人道上の結末に深い憂慮」を表明し、核兵器禁止条約の提案に「留意」した。

2012 年 5 月、NPT 準備委員会で 16 カ国が「核兵器の非人道性に関する共同声明」を初めて提出した。その推進諸国は自らを「人道イニシアティブ」と呼び、関連する国際会議のたびに同種の声明を発表し、賛同国を増やしていく。

2013 から 14 年にかけて、ノルウェー、メキシコ、オーストリアで計 3 回「核兵器の人道上の影響に関する国際会議（核兵器の非人道性に関する国際会議）」が開かれた。一連の会議には広島・長崎の被爆者や被爆者医療の専門家、マーシャル諸島や米国、カザフス

* かわさき・あきら。ピースボート共同代表。核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN) 国際運営委員。

kawasaki@peaceboat.gr.jp pbglobal@peaceboat.gr.jp 本報告に關係する参考基礎文献として、川崎哲『核兵器禁止から廃絶へ』岩波ブックレット、2021 年。

タンでの核実験の被害者らが参加し発言した。核戦争が引き起こす「核の飢饉」や偶発的な核使用のリスク、今日核兵器が使われたら人道救援すら不可能であることなどが強調された。

第3回会議の終了時、オーストリア政府は、非人道兵器たる核兵器を禁止するための行動を誓約する文書を発表し、多くの国々がこの「人道の誓約」に加わった。

2015年4~5月のNPT再検討会議では、第6条の定める核軍縮の「効果的措置」¹という議題の中で核兵器禁止条約の可能性が議論された。さらに2016年には「国連オープンエンド作業部会」で核兵器の法的禁止のあり方が議論された。

一連の過程で重要な役割を果たしたのが、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）に代表されるNGOである。NGOは、各国における世論喚起や、国際会議での積極的な意見表明や専門的提言を行った。

こうした中、かつて提唱されていたモデル核兵器禁止条約のような包括的な条約とは異なり、核兵器をまず禁止することに重点を置き廃棄・検証については追って定めるという

「禁止先行」型の条約（ban treaty）を作るという考え方方が広がった。これは、対人地雷禁止条約（1997年）やクラスター弾禁止条約（2008年）がこれらの兵器に対する強い禁止規範を作ることに成功したことを参考にしたものだった。

そして2017年には核兵器禁止条約交渉会議がコスタリカのエレイン・ホワイト・ゴメス（Elayne Whyte Gómez）大使を議長として行われた。非核保有国や赤十字やNGOが活発に意見表明する中、核保有国は参加せず、日本を含めた核保有国の同盟国もほとんど参加しなかった。こうした中で条約交渉は進められ、同年7月7日、核兵器禁止条約は122カ国賛成によって採択された。

2 核兵器禁止条約の内容

核兵器禁止条約は、核兵器を非人道兵器として全面的に禁止し、核兵器廃絶の道筋を定めた史上初の条約である。そして、核兵器の被害者への援助を定めた人道的軍縮（humanitarian disarmament）の条約でもある。

前文は、核兵器がもたらす破滅的な人道上の結末とそのリスクに言及し、ヒバクシャ（hibakusha）と核実験被害者が被ってきた「受けいれがたい苦痛」を心に留めるとしている。さらに、核実験等の被害を受けてきた先住民族や、放射線の被害を受けやすい女性たちへの影響にも言及している。これらを踏まえて「いかなる核兵器の使用も国際人道法に違反し、人道の諸原則・公共の良心に反する」とし、核軍縮の遅さと核兵器に依存した軍事政策に「憂慮」を表明している。そして平和軍縮教育の重要性と、赤十字やNGO、宗教者、議員、ヒバクシャらの役割を強調している。

第1条では、締約国は「いかなる場合も」次のことを行わないとして、(a)核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、(b, c)核兵器やその管理の移譲、(d)核兵器の使用、使用の威嚇、(e, f)これらの行為の援助、奨励、勧誘、(g)自国内への配置、設置、配備を禁止している。「いかなる場合も」と定めているので、1996年のICJ勧告的意見で曖昧だった「自衛の極限的な状況」においても禁止されると解される。

「援助、奨励、勧誘」の禁止は、自らが核兵器を保有していないくとも、他国による核兵器の使用・保有に協力することが禁止されるという趣旨である。対人地雷やクラスター弾の禁止条約にも同様の規定がある。この条約はさらに、核兵器の使用のみならず「使用の

¹ NPT第6条は「各締約国は、核軍備競争の早期の停止および核軍備の撤廃に関する効果的な措置につき…誠実に交渉を行うことを約束する」と定めている。

威嚇」も禁止している。これらのことから、この条約は、核抑止力に頼ることそのものを否定しているといえる。

「実験」の禁止は、包括的核実験禁止条約（CTBT）のように「核爆発を伴う実験」に限定していないので、未臨界実験やコンピュータ・シミュレーションも禁止対象となる。一方、禁止される「開発」や「核兵器」そのものの定義は条文上にないので、何をもって核兵器開発とするかは今後議論の余地がある。

条約に加わった国は、まず申告を行う（第2条）。ほとんどの場合は核兵器を保有していないことを申告することになる。そして、各国は国際原子力機関（IAEA）と締結している保障措置協定上の義務を最低限のものとして維持し、未締結の場合には包括的保障措置協定を締結する（第3条）。

核保有国がこの条約に加わるには、自ら核を廃棄した上で条約に加わる（第4条1項）または条約に加わってから廃棄する（第4条2項）という2つの道筋がある。後者の場合は、核兵器を即時に運用から外した上で可能な限り早期に廃棄し、さらに関連施設を含むすべての核兵器計画を、一定期間内に、国際的な検証のもと、不可逆的な形で廃棄する。核廃棄の検証は今後指定される国際機関が担当し（第4条6項）、締約国は定期報告義務を負う（第4条5項）。

なお、自国内に他国の核兵器を置いている国が条約に加わる場合は、加入後にそのことを申告し、可能な限り早く撤去する（第4条4項）こととされている。

条約第4条が定める核兵器の廃棄と検証またそのための国際機関については、締約国会議の中で議論されるものと定められた。締約国会議は、それらを具体化する追加的な議定書を採択することができる（第8条1項）。条約交渉過程で、この第4条の規定は「南アフリカ・プラス」と呼ばれた。1990年代初頭に自らが製造した原爆を廃棄した上で国際的な検証を受けた南アフリカの経験を参考にしつつ、今日の状況に対応した制度作りをしようとの趣旨である。

第6条は、核兵器の使用・実験で被害を受けた人々に医療的・社会的・経済的援助を行う義務や、核実験等で汚染された環境を修復する義務を締約国に課している。この条項は、加害国による損害賠償の規定ではなく、現に存在する被害者に対して人道・人権の観点から援助を行い、そのための国際協力を買う（第7条）というものである。したがって、過去の核兵器の使用・実験による被害者も援助対象となる。

なおこの条約は、前文で原子力平和利用の「奪いえない権利」を是認している。また、留保は認められない（第16条）が脱退は可能である（第17条）。

3 核兵器禁止条約の意義

核兵器禁止条約は、2017年9月20日に署名のために開放され、2020年10月24日に50カ国の批准を達成し、2021年1月22日に発効した。発効にあたりアントニオ・グテレス（António Guterres）国連事務総長は「核兵器のない世界という目標の実現に向けた重要な一歩」と称賛した。

しかし核保有国は、いずれもこの条約を拒絶している。NPT上の5核兵器国は、人道イニシアティブを当初から「NPTからの逸脱」と批判してきた。核兵器の非人道性に関する国際会議には、第3回のウィーン会議（2014年12月）のみ米国とイギリスが参加し、核兵器禁止に反対すると強く表明した。2017年3月に条約交渉会議が始まったときには、米国の国連大使が会議場前で会見を開き条約交渉を批判した。

核兵器国の主張は、概ね次のようなものである——核兵器禁止条約は、現実の国際安全

保障を考慮していない。そして、NPT体制を傷つけるものだ。この条約は核兵器削減に貢献せず、国際社会を分断するものである。核兵器国としてはこの条約を支持しないし、この条約には縛られない。国際社会は、NPTの下での核軍縮にコミットすべきである——。

核兵器国は、このような主張をしながら、他国に対して核兵器禁止条約に署名・批准しないようくり返し求めている。

米国と同盟関係にある北大西洋条約機構（NATO）の非核保有国や、日本、韓国、オーストラリアも、核兵器禁止条約に関して基本的に反対している。日本政府は「核兵器廃絶という目標は共有するが、アプローチが異なる。核兵器の非人道性と厳しい安全保障の現実の双方を考慮しなければいけない」として、同条約に署名・批准しない考えを表明している。そして、核兵器国と非核兵器国の「橋渡し」を担うと主張してきた。2021年10月に就任した広島選出の岸田文雄首相は、核兵器禁止条約を核兵器のない世界への「出口にあたる大変重要な条約」とその意義を一定程度評価する姿勢をみせた。しかし、この条約に署名・批准する意思はないという点は変わりない。

なお、2022年5月にオーストラリアで政権交代を実現した労働党のアンソニー・アルバニージー（Anthony Albanese）首相は、野党時代の2018年に「政権をとったら核兵器禁止条約に署名・批准する」という同党の公約をとりまとめた指導者である。今後の動向が注目される。

ここで、核保有国やその同盟国による核兵器禁止条約に対する批判の論点について簡潔に整理し、検討する。

第一に、核兵器禁止条約は「安全保障の現実を考慮していない」という批判がある。しかし先述の経緯で明らかのように、核兵器禁止条約は、核兵器の非人道的な影響とその現実的なリスクを憂慮して作られた条約である。したがって、安全保障について考慮していないとの批判は当たらない。強いていえば、何をもって安全保障とみなすのかという視点の違いがある。狭義の国家安全保障を中心とした視点に立つか、それとも、地球全体の人間の安全保障という視点に立つかによって、核兵器禁止条約への評価が分かれてくる。

核保有国は、狭義の国家安全保障の視点に立って、核兵器保有を正当化する。しかし1985年に米ソ首脳は「核戦争に勝者はおらず、核戦争を決して戦ってはならない」という認識で合意し、これが今日の核軍縮の出発点となっている。2022年1月には5核兵器国の首脳が共同声明でこの認識を再確認している。核保有国は、核兵器が地球全体の安全保障に脅威をもたらしていることについてしっかりと認識し対処する責任を負っているというべきである。

第二に、核兵器禁止条約は「NPTと矛盾する」あるいは「NPTを傷つける」という批判がある。しかし、これも先述の経緯で分かるように、核兵器禁止条約の交渉は2010年と2015年のNPT再検討会議における議論の上で始まったものである。

そもそもNPTは第6条で核軍縮の効果的措置の交渉をすべての締約国の義務と定めており、核兵器禁止条約推進諸国はまさにその義務にしたがってこの条約を交渉して成立させたと捉えている。たしかにNPTは5核兵器国の核保有を認めているけれども、その永続を許容しているわけではない。1995年のNPT無期限延長や2000年の再検討会議にあたって5核兵器国は核兵器廃絶の目標を明確に誓約している。NPTと核兵器禁止条約は目標を共有している。両条約はその目標に至る速度や手順において違いがあるとはいえ、相互に根本的な矛盾があるとはいえない。

むしろ核兵器禁止条約は、NPT下でなかなか進まない核兵器国による核軍縮を加速させる機運を作りだすことや、核兵器を悪とみなす規範を強めて核不拡散の強化に資すること

から、NPT を補完しているというべきである。

第三に、核兵器禁止条約には核保有国が当面加わる見通しがないことから、この条約には「実効性がない」という批判がある。しかし、核兵器の違法化は、核兵器の使用に対するハードルを上げ、保有に対する抵抗を強める効果をもつ。

その一例が、銀行や金融機関による投資の引きあげ（divestment）である。対人地雷やクラスター弾が条約で禁止された後、これらの兵器の製造企業に投資しないことが金融界の主流となった。その結果、多くの企業がそれらの兵器製造から撤退した。核兵器についても既に世界で 101 の銀行・金融機関がその製造企業に投資しないという方針を明確に掲げており、その多くが核兵器禁止条約の存在をそうした方針の根拠に挙げている²。

核兵器禁止条約の成立は、核兵器に人道的見地から反対する世界的世論を活性化させた。2017 年 12 月の ICAN のノーベル平和賞受賞や、2019 年 11 月のローマ教皇フランシスコの長崎・広島訪問は、それを象徴する動きといえる。核兵器廃絶を掲げる平和首長会議の加盟都市は 8,000 を超え、核兵器禁止条約を支持する「ICAN シティー・アピール」には米国のワシントン DC やニューヨーク、イギリスのエジンバラやフランスのパリなどを含め、世界 550 以上の都市が賛同している。核兵器禁止条約への自国の批准を求める「ICAN 議員誓約」に名を連ねる世界の国会議員は 1,000 名を超えている。

この条約がただちに核保有国の政府を法的に拘束することはなくても、こうした規範的効果が、中長期的に世界各国の政策や社会・経済の行動を変化させることができると期待できる。

4 第 1 回締約国会議

今年 6 月 21~23 日、核兵器禁止条約の第 1 回締約国会議がウィーンで開かれた³。その前日 6 月 20 日には、第 4 回となる「核兵器の人道上の影響に関する国際会議（核兵器の非人道性会議）」がオーストリア政府主催で開かれ、さらにその直前 6 月 18~19 日にはウィーン市内で ICAN による市民社会フォーラム（Nuclear Ban Forum）が開催された。オーストリア政府と ICAN はこれらの実施において連携し、ICAN はこの一週間を核兵器禁止に関する一連の行事が行われる「核禁ウィーク（Nuclear Ban Week Vienna）」として演出した⁴。

① ICAN 市民社会フォーラム

ICAN 市民社会フォーラムには全世界から 600 名を超える NGO 関係者、専門家、学生らが集まった。プログラムは多数のパネル討論やワークショップからなり、とりわけ核兵器の非人道性や核兵器禁止条約の意義が論じられた。初日には日本の被爆者、米国の核実験被害者、マオヒヌイ（仏領ポリネシア）の核実験被害者の支援者、コンゴ民主共和国でウラン採掘に反対する環境活動家らが登壇し、核兵器による被害とこれに対する市民社会の取り組みを論じ合った。フォーラムには日本からは全体で 50 名以上が参加し、うち 5 名は被爆者、10 名以上は学生であった。広島・長崎とオンライン中継でつなぐプログラム

² PAX and the International Campaign to Abolish Nuclear Weapons (ICAN), *Rejecting Risk: 101 Policies against nuclear weapons*, January 2022 https://www.icanw.org/101_investors_say_no_to_nuclear_weapons

³ 核兵器禁止条約第 8 条 2 項により、第 1 回締約国会議は発効後 1 年以内に開かれると定められており、当初 2022 年 1 月の開催が予定された。しかし新型コロナウイルスの影響により同年 3 月に延期され、さらに 6 月に再延期されての開催となった。締約国会議は、その後は 2 年ごとに開かれると定められている。この条約の寄託者である国連事務総長が招集し、国連軍縮部がその実施をサポートする。

⁴ 1 週間にわたるウィーンでの一連の会議は、ICAN の特設ウェブサイトにまとめられている。
<https://vienna.icanw.org/>

も行われた。

②非人道性会議

核兵器の非人道性会議には、80以上の国と機関から800名を超える参加があった。冒頭の「核兵器の使用・実験の被害者証言」セッションでは、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）の木戸季市事務局長、長崎出身の被爆三世の大学生でKNOW NUKE TOKYOの中村涼香共同代表、マーシャル諸島の学生グループMISA4ThePacificの共同創設者ダニティ・ローコン（Danity Laukon）氏が登壇した。核兵器の直接の被害者に加えて、その子孫の世代が「証言者」として登壇したことは、核被害の継承と今後の発信のあり方を考える上で示唆に富む。なお日本政府はこの会議に参加し、木戸氏ら被爆者を日本政府代表団に加えている。

会議では、核兵器がもたらす破滅的な人道上の影響とそのリスクについて、新たに明らかになった知見が報告された。地球環境への影響、世界の食料への影響、女性にもたらす偏った影響、さらにウクライナ戦争における核リスクや、人工知能（AI）など新技術がもたらす核抑止への影響などが論じられた。

会議の最後にオーストリア政府の責任でまとめられた「議長総括」は、核兵器の非人道性とそのリスクを根拠に核抑止政策の危険性を強く訴えるものとなった。議長総括は、ロシアによる核の威嚇は「核抑止論に基づく安全保障パラダイムの脆弱性」を示しており、「核兵器は戦争を防ぐどころか核保有国による戦争開始を後押ししている」と指摘した。そして、新しい技術が核兵器システムに組み込まれる中で「核抑止が核戦争を防ぐという理論にさらなる疑問が投げかけられ」としているとした。

これらの点を踏まえ、議長総括は「核抑止に基づく安全保障は持続可能でない」とし、「核兵器の有用性や核抑止の真実性を事実に基づき再検討すべき」と述べている⁵。

③第1回締約国会議

続いて開かれた第1回締約国会議は、オーストリアの軍縮部長であるアレクサンダー・クメント（Alexander Kmentt）大使による議長の下で3日間にわたって開催された。83カ国の代表および国際機関やNGOなど計約1,000人以上が参加した。NGOの発言が幅広く認められ、1つの議題の中で政府代表とNGOが交互に発言するという議事運営がとられることもあった。政府と市民社会を対等なパートナーとみなす議長による采配である。

最終日には「核兵器のない世界への誓約」と題する政治宣言と、50項目からなる「ウィーン行動計画」が採択された。

政治宣言は「いかなる核兵器の使用や威嚇も、国連憲章をはじめとする国際法への違反である」として「あらゆる核の威嚇を、明示的であれ黙示的であれ、いかなる状況下であれ明確に非難」した。ウクライナをめぐるロシアの言動が念頭にあったことは明らかである。また「核保有国が非核保有国に対してこの条約に入らないよう働きかけていることを非難」していることも注目される。核保有国による圧力の存在について、それを受けた国々による直接の証言といえるからである。

政治宣言は「我々は、目の前にある困難について幻想を抱いていないが、楽観主義と決

⁵ 核兵器の人道上の影響に関するウィーン会議（2022年6月20日）の概要やまとめは、オーストリア外務省のウェブサイトにまとめられている。<https://www.bmeia.gv.at/en/european-foreign-policy/disarmament/weapons-of-mass-destruction/nuclear-weapons/2022-vienna-conference-on-the-humanitarian-impact-of-nuclear-weapons/>
https://www.bmeia.gv.at/fileadmin/user_upload/Zentrale/Aussenpolitik/Abreistung/HINW22/HINW22_Publikation_Web_gross.pdf

意をもって前進する」と述べ、「最後の国がこの条約に加わり、最後の核弾頭が解体され、核兵器がこの地球上から完全に廃絶されるまで、止まることなく歩んでいく」と締めくくっている。

第1回締約国会議における主要な決定事項としては、まず、核保有国がこの条約に加入した場合に核兵器を破棄する期限（第4条2項）について「10年以内」と決定した。ただし特段の事情がある場合には最大5年延長が許されることになった。また、他国の核兵器を自国内に置いている国がこの条約に加入した場合（第4条4項）には「90日以内」に撤去しなければならないと決定された。

そして、第2回締約国会議が2023年11月27日から12月1日にニューヨークでメキシコを議長として開かれることが決まった。第3回締約国会議はカザフスタンが議長となる。

第2回締約国会議に向けて、①条約の普遍化（第12条。議長はマレーシアと南アフリカ）、②核被害者の援助と環境修復および国際協力（第6・7条。議長はカザフスタンとキリバス）、③核廃棄の検証を担う国際機関（第4条。議長はメキシコとニュージーランド）の3テーマについて会期間作業グループが設置されることが決まった。

あわせて、科学的諮問グループの設置が決まった。各締約国の推薦に基づいてそのメンバーが決められることになる。

また、NPTとの協力に関するファシリテーターにアイルランドとタイが任命され、ジェンダーに関する調整役（focal point）にチリが任命された。

ウィーン行動計画は、これらの諸点を50項目の具体的な行動として整理し列記したものである。会議の閉幕にあたってクメント議長は「道筋は定まった。ここからが仕事だ」と述べたが、核兵器の禁止から廃絶へ向けた非核保有国主導による新しいプロセスが始まったといえる。これらの活動に、ICANやICRCが国連や関連国際機関と並んで参加する機会を公式に保証されており、軍縮プロセスへの市民社会の参加という意味では画期的である⁶。

第1回締約国会議には、当時の締約国65カ国のうち49カ国が参加し、34カ国がオブザーバーとして参加した。非締約国も、関連国際機関や赤十字、NGOと並んでオブザーバーとして参加できる規定になっている（第8条5項）。署名しても未批准・未発効の国は非締約国となるのでオブザーバー扱いとなる。一方、オーストラリアおよびNATO加盟のベルギー、ドイツ、オランダ、ノルウェーの計5つの未署名国がオブザーバー参加したことは特筆すべきである。いずれも米国の核抑止力に依存する国であるからだ。このほかスイス、スウェーデン、フィンランドも未署名国でオブザーバー参加したが、このうちスウェーデンとフィンランドはNATO加盟申請中であり近く加盟が見込まれる。これに対して日本は、この条約には「核兵器国が1カ国も参加していない」ことなどを理由に、オブザーバー参加しなかった。

オブザーバー参加国のうちドイツやスイスからは、被害者援助や環境修復の分野への関心が示された⁷。この分野では太平洋地域のNGOが積極的に発言し提言をしている。日本のNGOも、広島、長崎、福島の経験などに基づいた共同提言を出した⁸。その中心的な

⁶ 政治宣言、ウィーン行動計画、主要な決定事項などは、核兵器禁止条約第1回締約国会議の報告書（TPNW/MSP/2022/6）にまとめて掲載されている。第1回締約国会議のウェブサイトは、<https://meetings.unoda.org/meeting/tpnw-msp-1-2022/>

⁷ 核兵器廃絶日本NGO連絡会のブログ報告「ウィーン・レポート⑤：第1回締約国会議2日目」<https://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/2022/06/24/tpnw-1msp-wien-report-20220623/>

⁸ 被害者援助・環境修復に関する日本のNGOの共同提言については「核なき世界基金」のホームページ上の報告を参照。<https://nuclear-free.net/news.html#point34>

メッセージは、被害者援助と環境修復の意思決定プロセスには核被害者自身の参加が不可欠であるというのだ。その趣旨は、ウイーン行動計画において、被害者援助と環境修復の「すべての段階」において核被害者らと「緊密な協議と積極的関与」を行い核被害者らに「情報提供」をするという形で記されている（行動 19）。

5 2022 年 NPT 再検討会議

続く 8 月 1~26 日にニューヨークで開かれた NPT 再検討会議では、世界最大の核兵器国の一つロシアが核の威嚇を背景にしてウクライナへの侵攻を進めるという特異な状況の中、核の使用と威嚇、その非人道性、そして核兵器禁止条約と NPT の関係が幅広く議論された。

多くの国がロシアによる侵略と核の使用をにおわせる危険な物言い（nuclear rhetoric）を批判した。米英仏の西側核兵器国 3 カ国は、ロシアの「無責任で危険」な言動を批判しつつ、自らは核兵器国として「責任ある」実践を行っているとし、核リスク削減措置などを強調した⁹。これに対してオーストリアは、ロシアを明確に非難しつつも、「『無責任な』核の威嚇と『責任ある』核の威嚇を区別しようというのは甚だ疑問」だとした¹⁰。メキシコは、核兵器禁止条約締約国を代表して、第 1 回締約国会議の政治宣言にあるとおり「あらゆる核の威嚇を、明示的であれ黙示的であれ、いかなる状況下であれ明確に非難」すると述べた。また、核兵器禁止条約が NPT と「相互補完性（complementarity）」をもつことを強調した¹¹。また、コスタリカは、核兵器の非人道性に関する共同声明を 147 カ国を代表して発表した。核兵器禁止条約については言及のないこの声明には、日本のほか、NATO 加盟国のギリシャが連名している¹²。

こうした議論を経て、NPT 再検討会議の最終文書案には、核兵器の非人道性や核兵器禁止条約に関する多くの言及が残された。核兵器がもたらす破滅的な人道上の結末

（124、126 節）、核被害者援助と環境修復（125 節）、核兵器禁止条約の発効と第 1 回締約国会議の開催に対する認識（acknowledge）（127 節）、核兵器の非人道性への認識が核軍縮努力の基礎になるべきこと（187-6 節）、核兵器の非人道性を認識した上で核リスク削減に取り組むこと（187-37 節）、核兵器の非人道性を学び核被害者と交流する軍縮教育に取り組むこと（187-40 節）などである¹³。

最終的にこの文書案は、ロシア 1 カ国がウクライナに関する表現について反対したことにより採択されなかった。しかし、他のほとんどの国はこの最終文書案に合意する用意があったと表明している。すなわち、核兵器禁止条約が採択されてから 5 年が経ち、国際社会がこの条約の存在とその前提となる核兵器の非人道性について一定の共通認識を確立しつつあるといえる。

⁹ Working paper submitted by France, the UK and the US, “Principles and responsible practices for Nuclear Weapon States”, NPT /CONF.2020/WP.70, July 2022 <https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/documents/WP70.pdf>

¹⁰ General debate statement by Austria, 2 August 2022, https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/2Aug_Austria.pdf

¹¹ Joint Statement by the States Parties to the TPNW, delivered by Mexico, 17 August 2022 https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/17Aug_MCI_TPNW.pdf

¹² Joint Humanitarian Statement of 147 states, delivered by Costa Rica on behalf of 147 States Parties, 25 August 2022 https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/JointStatement_HINW.pdf

¹³ Draft final document of the Tenth Review Conference of the NPT, NPT/CONF.2020/CRP.1/Rev.2, 25 August 2022 https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/documents/CRP1_Rev2.pdf

おわりに 今後の課題

核兵器禁止条約を推進する諸国政府と NGO が今後に向けて抱えている課題は多岐にわたる。第一に、署名・批准の拡大である。この条約は、核兵器に悪の烙印をおす (stigmatize) ことで核兵器を非正当化しようという国際運動の一環として作られてきたものである。その規範力を強めるためには、締約国数を増やす必要がある。当面は、締約国数を国連加盟国の明らかな過半数となる 100 カ国にすることが目標となる。条約第 12 条は、締約国は非締約国に署名・批准を促していくものと定めており、それに沿った条約の普遍化努力とその進展が問われる。

第二に、第 1 回締約国会議が合意した諸課題の中でも、核被害者の援助と環境回復はもっとも具体的な成果を導きやすい分野であり、その前進が期待される。オブザーバー参加国の中からこの分野での参加に関心を示す声が出ていることは先述の通りだが、今後被害者援助のための国際信託基金を設立するような動きとなれば、非締約国も含む幅広い参加と拠出が欠かせない。核兵器の非人道性への対処という見地から、条約そのものに対する政治的立場を超えて国際社会がこの分野で協力していくことが望まれる。唯一の戦争被爆国であり被爆者援護をまさに実践している日本は、自らの経験と教訓を踏まえ、この分野で貢献すべきである。その意味でも、来年 11 月の第 2 回締約国会議への日本のオブザーバー参加が期待される。

同様に、核廃棄の検証や国際機関に関する議論は、核兵器禁止条約の締約国と非締約国が協力して進めることが期待される分野だ。

第三に、より長期的な課題ではあるが、核保有国と同盟関係にある国が核兵器禁止条約を締結するための法的な論点整理が必要となる。将来、NATO や日本から核兵器禁止条約に加わろうという動きが出てきた場合に、核兵器の「援助、奨励、勧誘」禁止の定義が問題となる。同盟国との共同訓練、作戦協議、核と通常兵器の両用性をもつ兵器の運用などがこの条約に抵触するのか、締約国会議での議論が求められる。条約第 18 条は、締約国が結んでいる他の国際条約上の義務について「本条約と矛盾しない限りにおいて害しない」としている。理論上は「核なき同盟関係」を結ぶことは可能だ。しかしそれを現実的にどう運用し担保するかは難問である。

核兵器禁止条約のもっとも重要な意義は、核兵器に依拠した安全保障政策を根本的に否定する国際法が誕生したことである。これを受け、核保有国や同盟国の中から核抑止力に頼らない安全保障を追求する動きが今後出てくるかどうか、そして出てきた場合に、それがどのように実現するかが、将来へのもっとも大きな問い合わせである。